

重度障害者福祉手当、難病患者見舞金及び小児慢性特定疾患患者見舞金の見直しについて

1 見直しの視点

- 制度創設から 30 年以上経過し、創設時に比べ障害福祉制度やサービスなどが拡大してきている状況を踏まえ、現在の重度障害者福祉手当、難病患者見舞金及び小児慢性特定疾患患者見舞金（以下「見舞金等」）のあり方について、どのように考えるか。
- 障害者手帳の等級や特定の疾患を支給要件等とし、障害者等の心身の状態や支援の必要性にかかわらず一律の金銭給付という支援のあり方について、どのように考えるか。
- 多くの難病のうち医療費の助成制度があり見舞金が支給される 56 の特定疾患治療研究事業対象疾患（以下「56 疾患」）の患者等とそれ以外の患者（国が難治性疾患克服研究事業の対象としている疾患は 56 疾患を含め 130 ある。）に差が生じていることについて、どのように考えるか。

2 見直しと重点化の方向性

障害者保健福祉計画（平成 24 年度～29 年度）の基本目標の「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現」に向け、支援の程度等にかかわらず一律の金銭給付（見舞金等）に代わり、障害者総合支援法の施行や国の難病対策の見直しの方向性等もふまえ、市民の障害理解を促すとともに、心身の状態に応じた適切な支援等を行い、重い障害があっても地域で安心して生活することができる環境整備やサービスの充実を推進していく。

見直しと重点化の方向性

【現在の見舞金等】

重度障害者福祉手当

年額 30,000 円

対象者：1,944 人

難病患者見舞金

年額 30,000 円

対象者：5,633 人

小児慢性特定疾患

患者見舞金

年額 30,000 円

対象者：1,001 人

対象者計：8,578 人

※23 年度実績

1 障害理解の促進と相談支援機能の強化

多様化する障害への市民理解の促進を図るとともに生活や就労等に係る相談に対応するため、相談会の増や初期相談支援強化、就労支援ネットワークの充実を図る。

2 心身の障害に応じたきめ細かな支援の提供

医療的ケアや心身の状態が変化する障害のある方に対し、その状況に応じたきめ細かな支援を行い、生活機能や生活環境の向上を図る。

3 障害福祉サービス利用の促進

難病患者が新たに障害福祉サービスの対象となることをふまえ、適切なサービスを選択し、決定できる支援体制の充実を図り、必要なサービス利用の促進に努める。

4 本人や家族の活動に対する支援の充実

難病医療相談会等の難病患者本人や家族が交流する機会を活用し、患者会や家族会の立ち上げやその活動の活性化を図るなど、セルフサポート活動の支援を充実する。

5 地域における「住まいの場」の確保に向けた取組みの推進

強度の行動障害や医療的ケアが必要な「重い」障害のある方が安心して地域で生活できるよう、生活の基礎となるグループホームなどの「住まいの場」の確保に向けた取組みを推進する。

今後、重点的に取り組む障害者保健福祉計画における事業（案）

※25 年度、重点的に取り組む予定の事業は下線付ゴシック体

1 震災からの復興施策の推進

- (1) 震災を教訓とした災害時における障害のある方への支援体制の充実
- (2) 被災した障害者支援施設の復旧やこころのケア
- (3) きめ細かな支援を提供するための相談支援体制の強化

2 障害児への支援の充実

- (1) 学校・施設等関係機関の連携による幼児期から成年期まで一貫した支援の推進
 - ① 難病患者や小児慢性特定疾患患者等に対する初期相談支援、患者会・家族会立ち上げ支援、就労支援を促進するコーディネーター等の配置
 - ② 小児慢性特定疾患患者とその家族を対象とした療育相談会、交流会等の実施
- (2) 生活の基礎が培われる時期である就学前の療育体制の強化
 - ① 小児慢性特定疾患患者とその家族を対象とした療育相談会、交流会等の実施（再掲）

3 就労支援体制の推進

- (1) 関係機関のネットワークによる職業能力開発等や福祉的就労の充実
 - ① 難病患者や小児慢性特定疾患患者等に対する初期相談支援、患者会・家族会立ち上げ支援、就労支援を促進するコーディネーター等の配置（再掲）
- (2) 企業に対する広報や就労機会創出の働きかけ等総合的な支援

4 精神障害者の施策の充実

- (1) 精神疾患・精神障害に関する理解の普及啓発
- (2) 精神科救急システムの整備
- (3) 退院や地域移行の支援、就労支援施設との連携などによる施策の充実
- (4) 重症化予防や様々な精神症状への的確な対応のための早期発見・早期支援

5 障害の重度化・多様化への対応の強化

- (1) 重い障害のある方の地域生活のためのサービス提供や社会参加などの推進
 - ① 強度の行動障害のある方や医療的ケアの必要な障害のある方の住まいの場の確保に向けた調査
 - ② 意思疎通が困難な重度の障害のある方が入院した場合に入院先医療機関のスタッフとコミュニケーション等を円滑化するための支援員の派遣
 - ③ 障害者福祉センター等における痰の吸引等、医療的ケアに従事できる介護職員等の養成研修の実施
 - ④ 在宅の重度の障害のある方が利用できる訪問入浴サービスの回数の拡大
 - ⑤ 中途視覚障害者支援センターにおける中途視覚障害のある方に対する就労支援強化のための支援員の増員
- (2) 発達障害や難病患者等様々な障害のある方に対する就労や相談などの支援の充実
 - ① 難病患者やその家族等に対する新たな制度やサービス利用等に係る説明会等の実施
 - ② 難病や難病患者、小児慢性特定疾患患者に対する正しい理解と適切な支援を促進するための各区保健福祉センター、保育所、学校、相談支援事業所等の担当者への研修の実施
 - ③ 難病患者や小児慢性特定疾患患者等に対する初期相談支援、患者会・家族会立ち上げ支援、就労支援を促進するコーディネーター等の配置（再掲）
 - ④ より多くの疾患に関する難病医療相談会が開催できるよう開催回数の拡大
 - ⑤ 筋萎縮性側索硬化症などの難病患者をはじめとする重度の障害のある方のコミュニケーション支援を充実させるための重度障害者コミュニケーション支援センターにおける支援員の増員
 - ⑥ 進行性神経難病の患者などが病状の進行に合わせて適時に福祉用具等を利用できるよう難病患者等に対する日常生活用具における貸与の種目の新設

障害者総合支援法施行後の福祉サービス

現在、障害者自立支援法上のサービスの対象となっていない難病患者が利用できる福祉サービスの一つとして難病患者等居宅生活支援事業がある。平成25年4月1日の障害者総合支援法施行後には、難病患者（対象者の詳細は国で検討中）も現行の障害者自立支援法等における福祉サービスと同じサービスを利用できるようになる。なお、視力に一定の障害があることが要件とされる同行援護など、障害の状況によっては利用できないサービスもある。

難病患者等居宅生活支援事業

居宅介護（ホームヘルプ）

短期入所（ショートステイ）

日常生活用具

障害者総合支援法等における福祉サービス

居宅介護（ホームヘルプ）	介護給付
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
重度障害者等包括支援	
短期入所（ショートステイ）	
療養介護	
生活介護	
障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	
共同生活介護（ケアホーム）	
地域相談支援	相談支援給付
計画相談支援	
障害児相談支援	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	訓練等給付
就労移行支援	
就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	
共同生活援助（グループホーム）	
放課後等デイサービス（児童福祉法）	障害児通所給付
補装具	地域生活支援事業
相談支援	
日常生活用具	
移動支援	
訪問入浴サービス	
日中一時支援	
障害児（者）家族等支援（レスパイト）	
地域活動支援センター	
福祉ホーム	